

第4章 水・大気環境の保全

第1節 水資源の保全と適正な利活用

現状と課題

- 目的不明な森林買収が本県や近県で確認され、また、地下水の豊富な地域に地下水利用企業の進出が見られます。このような状況の下、県内の水道水源の約半分を占めている地下水の水源地域に民有地が含まれているため、地下水など水資源への影響が懸念されています。
一方、市町村において地下水の利用を規制する条例など法令の制定状況に差があり、水道水源である地下水などへの影響が懸念されています。
- 地下水が水道水源であったり、生産活動に地下水が利用されている市町村において、遊休荒廃農地の増加などが原因でかん養機能の低下による地下水の減少が懸念されている地域があります。

施策の展開

1 第5次長野県水環境保全総合計画への位置付け

地下水などの水資源は、水道水源として利用されるとともに、様々な産業を育む、県民共有の貴重な財産です。この県民共有の財産を次世代に伝え残していくために、平成25年2月に策定した「第5次長野県水環境保全総合計画」で、水資源の保全を重要な柱に位置付けています。この計画に基づき、県内の水資源の実態を把握し、かん養機能を高め、水資源の保全を推進するとともに、適正な利活用との調和を図りながら、健全な水循環の構築を目指していきます。

また、県内の水資源の実態を把握するため、平成25年度から平成26年度に水資源実態調査を実施しています。

2 水源地域における土地取引の把握

水資源を保全するためには、いつ、誰によって、どのような目的で水源地域の土地の取引などが行われるか、常に把握し、適切に指導・監視していくことが必要です。そのため、土地所有者の把握や土地取引情報を事前に把握し、全ての県民が将来にわたって豊かな水資源の恵みを享受することができるよう、平成25年3月に、水資源保全地域（重要な水源地域）の指定と同地域における土地取引などの事前届出制を盛り込んだ「長野県豊かな水資源の保全に関する条例（平成25年長野県条例第11号）」を制定しました。

平成25年度には、小海町1地区の指定を行いました。

→「資料編：表2-4-1 水資源保全地域の指定状況」p.149

3 市町村との連携

水資源を保全していくためには、県と市町村との連携が不可欠であることから、地域における水資源の保全のあり方、県と市町村との役割分担などについて協議する場として、10広域圏単位に、関係する県の現地機関、市町村、水道事業者などにより構成する「水資源保全対策地域連絡会議」を設置して検討を行っています。

長野県豊かな水資源の保全に関する条例の概要

条例制定の趣旨

- 長野県の豊かな水資源は、県民共有の貴重な財産です。
- 全ての県民が豊かな水資源の恵みを享受することができるようするためには、県、土地所有者など、事業者、県民がそれぞれの責務を認識し、本県の豊かな水資源を保全するために取り組む必要があります。
- このため、県では、水源地域の土地の取引などについて、事前届出制により、常に把握し、適切に指導・監視していく新たな条例を制定しました。
 - ⇒県は、市町村が行う地下水の取水に関する規制などと相まって、水資源の保全のための取組を推進します。
 - ⇒土地所有者などは、水質の保全及び水量の確保に努めていただくことになります。

1 水資源保全地域の指定

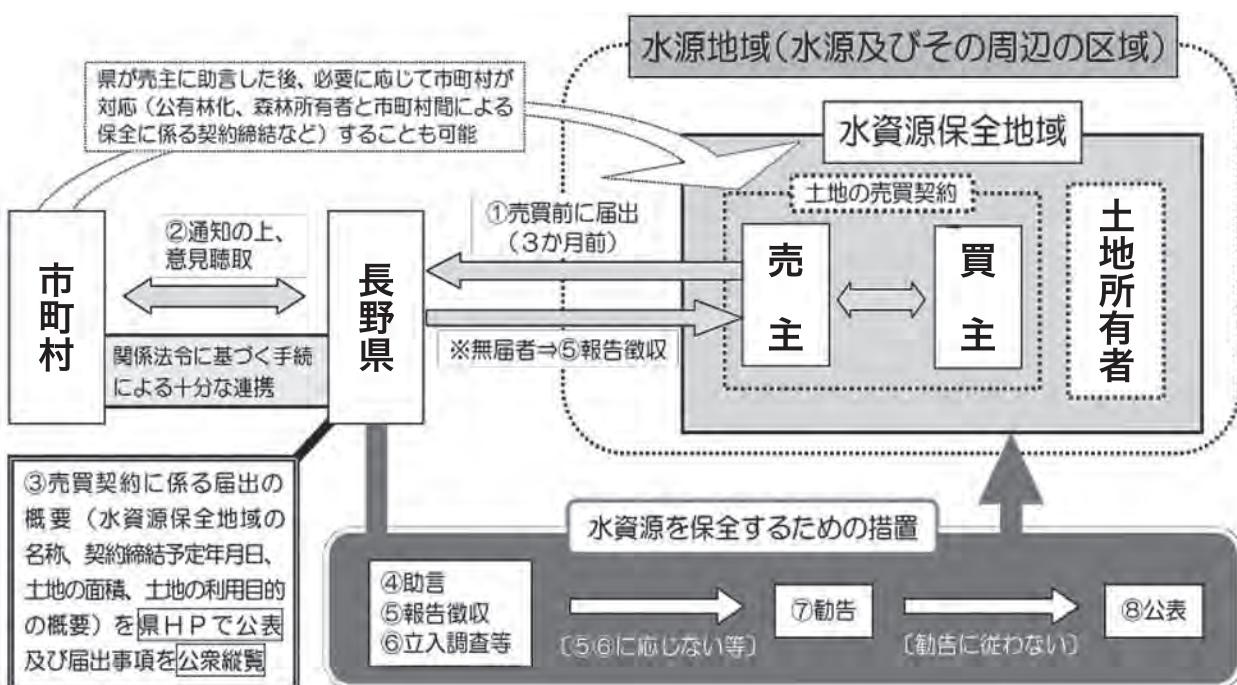
- 知事は、水源地域のうち、水資源の保全のため必要があると認められる区域を「水資源保全地域」として指定することができます。
- 指定に当たっては、関係市町村長の理解と協力が不可欠ですので、「水資源保全地域」を管轄する市町村長の申出によるものを原則とします。
- 指定を希望する市町村長から指定の申出又は要請がない場合も、関係市町村長の意見を聴いた上で、知事が自らの判断で指定することができます。
- 知事は、「水資源保全地域」として指定する際には、長野県環境審議会の意見を聞くとともに、14日間の公告・縦覧を行い、利害関係者の意見も聴き、その後、告示により指定します。

2 水資源保全地域における土地の取引等の事前届出制等の水資源を保全する取組

- 水資源保全地域内に土地を所有する者（土地所有者など）は、森林・水田の整備・活用を通じて水源かん養機能を維持・増進し、水資源の質の保全及び量の確保に努めてください。
- また、土地所有者などは、水資源の保全に支障を生ずるおそれのある行為及び水資源の保全に支障を生ずるおそれのある土地利用をしないよう配慮してください。
- 土地取引などの事前届出制について（参考1を参照してください。）
 - ① 土地を売る又は地上権若しくは賃借権を設定する契約を締結しようとする場合には、3か月前までに、必要事項を知事（窓口：地方事務所環境課）に届け出てください。ただし、森林以外であって500m未満の土地取引などについては、届出は不要です。
 - ② 知事は、関係市町村長に①の届出の写しを送付して意見を求めます。市町村長は、当該土地の公有地化の是非などを含め、水資源の保全の観点から意見を述べます。
 - ③ 知事は、①の届出の概要（面積、契約年月日など）を県のホームページなどで公表するとともに、当該届出事項を公衆の縦覧に供しますので、どなたでもご覧になれます。
 - ④ 知事は、市町村長からの意見などを踏まえ、水資源の保全に支障が生ずるおそれがあると認めるときは、届出をした人（売主など）又は当該届出に係る契約の相手方（買主など）に対し、当該土地の利用の方法等に関し必要な助言をすることがあります。

- ⑤ 知事は、④により助言した人又は届出がない人に対し、土地の利用状況その他必要な事項に関し報告を求めるとともに、職員に立入調査させることができます。
- ⑥ 知事は、報告をしない人、立入調査を拒んだ人などに対し、必要な措置を講ずるよう勧告するとともに、勧告を受けた人がそれに従わなかつたときは、その旨及び当該勧告の内容を公表することができます。
- ⑦ 知事は、水資源の保全に支障を生ずるおそれがあると認めるときは、水資源保全地域内の土地所有者などの誰に対しても、上記④～⑥を行なうことができます。
- ⑧ 水資源保全地域内の土地所有者は、契約の相手方（買主など）が決まっていない場合に知事に届出を行い、市町村に対して公有林化などを求めることができます。

(参考1) 水資源保全地域における土地取引等の事前届出制のイメージ図



(参考) ①～③については、必ず行います。④～⑧については、必要に応じて行います。(④については、必要に応じ、環境審議会への諮問)